

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成24年8月13日
【四半期会計期間】	第14期第2四半期（自平成24年4月1日至平成24年6月30日）
【会社名】	株式会社フジオフードシステム
【英訳名】	FUJIO FOOD SYSTEM Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤尾 政弘
【本店の所在の場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区天神橋二丁目北2番6号
【電話番号】	06(6882)0851(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員財務経理部長 佐藤 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第13期 第2四半期連結 累計期間	第14期 第2四半期連結 累計期間	第13期
会計期間	自平成23年 1月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 1月1日 至平成24年 6月30日	自平成23年 1月1日 至平成23年 12月31日
売上高(千円)	10,140,929	11,039,970	21,031,818
経常利益(千円)	424,100	804,684	1,078,671
四半期(当期)純利益又は四半期純損失() (千円)	296,090	352,013	262,474
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	314,276	347,292	232,716
純資産額(千円)	2,231,541	3,063,730	2,784,132
総資産額(千円)	13,043,958	14,962,917	12,739,482
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期 純損失金額()(円)	6,503.54	7,691.31	5,759.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	7,441.56	5,733.89
自己資本比率(%)	17.0	20.3	21.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	607,020	1,242,695	1,659,849
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	577,819	1,215,476	1,057,881
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	294,188	1,723,303	1,282,890
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高(千円)	2,893,777	4,228,885	2,476,801

回次	第13期 第2四半期連結 会計期間	第14期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成23年 4月1日 至平成23年 6月30日	自平成24年 4月1日 至平成24年 6月30日
1株当たり四半期純利益又は純損失金額()(円)	243.21	3,652.59

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第13期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第13期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理しております。

5. 第14期第2四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成22年6月30日）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日）を適用しております。
- 当該会計方針の変更は遡及適用され、第13期連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益について遡及処理しておりますが表示上の数値には影響ありません。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

株式会社アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携契約

平成24年5月14日開催の当社取締役会において、株式会社アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携契約締結及び同社が間接的に投資助言サービスをしているファンドを割当先とする第三者割当による転換社債型新株予約権付社債の発行を行うことを決議し、同日株式会社アドバンテッジアドバイザーズと事業提携契約を締結致しました。詳細は以下のとおりであります。

(1) 事業提携の主な理由

効率的な事業運営を可能にする科学的経営手法の導入

有能な海外事業パートナーを探索するためのネットワークやそれを有効活用するノウハウの獲得

(2) 事業提携の内容等

国内新規出店に関する支援活動

当社の既存業態を活用した、新業態の収益性を含めた店舗モデルの作成、提案や同社のノウハウを活かした出店余地分析、出店用地の探索支援を受けることにより、より効率的な出店戦略を進めてまいります。

海外事業提携支援

同社の有するネットワークを活用した海外事業パートナー探索支援、事業戦略策定支援を受けることにより、スピーディーかつ確実な海外事業展開を進めてまいります。

全社経営管理・計数分析手法導入支援

出店スピードを加速させるに伴い、これまで以上に海外を含めた全社ベースでのより精緻な経営管理が必須となってまいります。かかるノウハウを豊富に有する同社から計数分析手法の導入支援を受けることにより、より精緻な経営管理を実現してまいります。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、消費者物価の下落傾向の緩和や、東日本大震災の復興需要を背景とした緩やかな回復基調が見られたものの、欧州における債務危機を発端とする金融資本市場の動揺、海外景気の下振れリスク、円高の長期化に加え、国内電力供給の懸念や消費マインドの低下により、依然として不透明な状況で推移致しました。

外食産業におきましても、消費者の節約志向・生活防衛意識の高止まり、原子力発電所事故の影響に伴う消費者の食に対する「安全・安心」意識へのさらなる取組みの強化に加え、穀物類などの国際相場における高値推移に伴う原材料の仕入価格の上昇など、予断を許さない厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社グループは、「大衆というカテゴリーで日本一の外食企業となる」という確固たる目標のもと、当第2四半期連結累計期間におきましても、既存店事業の品質・サービスの向上、販売促進活動の強化、コストの見直し、不採算店舗の撤退などを行いました。さらには、ますます競争が激化する外食産業における当社グループの更なる成長のため、資金調達・効率的な事業運営を可能にする科学的経営手法の導入・海外展開における事業パートナーを探索するためのネットワーク作り、並びにそれらを有効活用する経営ノウハウの獲得等を企図し、よって企業価値の向上、株主共同利益の拡大化を図るため、5月14日に第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債の募集、及び株式会社アドバンテッジアドバイザーズとの事業提携を決議し、現在、鋭意活動中であります（詳しくは、平成24年5月14日付適時開示「第三者割当により発行される転換社債型新株予約権付社債の募集及び事業提携に関するお知らせ」をご覧ください。）。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の業績は、売上高110億39百万円（前年同期比8.9%増）、営業利益8億72百万円（前年同期比74.3%増）、経常利益8億4百万円（前年同期比89.7%増）、と増収増益となりました。

一方、減損損失等の特別損失2億9百万円を計上したため、四半期純利益は3億52百万円（前年同期四半期純損失2億96百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりです。

直営事業

直営事業につきましては、国内および海外において、「まいどおおきに食堂」、「神楽食堂 串家物語」、「手作り居酒屋 かっぱうぎ」、「浪花麺乃庄 つるまる餛飩」等の事業展開を行っております。

当社グループ直営事業における新規出店の状況に関しましては、当第2四半期連結累計期間中に「神楽食堂 串家物語」4店舗、「手作り居酒屋 かっぱうぎ」2店舗、「浪花麺乃庄 つるまる餛飩」3店舗、その他のブランドとして、健康を食べて頂くというコンセプトの「さち福や」等4店舗、計13店舗を出店し、これにより当社グループ直営店舗数は299店舗となりました。

以上の結果、直営事業の売上高は102億74百万円、セグメント利益は11億60百万円となりました。

F C事業

F C事業につきましては、当社トレーナーが各加盟店に臨店して行う調理指導の他、店長会議、トレーナー会議等を通じて直営店における成功事例の共有を進めることにより店舗の収益力強化に努めております。中でも「まいどおおきに食堂」につきましては、直営店と同様に改装を漸次進めることにより更なる集客力向上を図っております。今後も加盟企業との親密なコミュニケーションを図りながら問題点の洗い出し・解消を図り、継続的な収益力向上を目指してまいります。

新規出店の状況に関しましては当第2四半期累計期間中に まいどおおきに食堂1店舗を出店し、フランチャイズ店舗数は349店舗となりました。

以上の結果、F C事業の売上高は7億65百万円、セグメント利益は5億円となりました。

なお当社グループの平成24年6月末時点の店舗数は648店舗（直営店（国内）295店舗、直営店（海外）4店舗、F C店349店舗）となりました。ブランド別の店舗数は以下のとおりです。

	直営店(国内)	直営店(海外)	F C店	合計
まいどおおきに食堂	127	3	314	444
神楽食堂 串家物語	46	-	13	59
手作り居酒屋 かっぱうぎ	31	-	18	49
浪花麺乃庄 つるまる	42	-	4	46
その他	49	1	-	50
合計	295	4	349	648

（２）財政状態の分析

当第2四半期連結累計期間末における財政状態は、前連結会計年度末と比較して総資産は22億23百万円増加し、149億62百万円となりました。流動資産は前連結会計年度末から17億40百万円増加し、固定資産は4億69百万円増加しております。流動資産が増加した主な理由は、新規社債発行等による現金及び預金10億92百万円の増加によるものであります。固定資産が増加した主な理由は新規出店に伴う有形固定資産3億20百万円の増加によるものであります。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して19億43百万円増加し、118億99百万円となりました。これは主に社債の新規発行に伴う増加額が16億69百万円、借入金による増加額が2億5百万円あったことによるものであります。

純資産につきましては、四半期純利益の計上及び配当の支払い等により、30億63百万円となりました。

（３）キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間におけるキャッシュ・フローは営業活動によるキャッシュ・フローが12億42百万円の増加、投資活動によるキャッシュ・フローが12億15百万円の減少、財務活動によるキャッシュ・フローが17億23百万円の増加となり、この結果、当第2四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末と比較して17億52百万円増加し、42億28百万円（前年同四半期連結会計期間末28億93百万円）となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において営業活動によるキャッシュ・フローは12億42百万円の増加（前年同四半期は6億7百万円の増加）となりました。主な要因は、税金等調整前四半期純利益が6億48百万円になったことに加え、非現金支出である減価償却費4億14百万円、減損損失60百万円、店舗解約損71百万円の増加及び未収入金が63百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において投資活動によるキャッシュ・フローは12億15百万円の減少(前年同四半期は5億77百万円の減少)となりました。主な要因は、新規出店に伴う有形固定資産の取得による支出が7億78百万円、定期預金の預け入れによる支出が3億30百万円、敷金保証金の支払いによる支出が1億56百万円発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結累計期間において財務活動によるキャッシュ・フローは17億23百万円の増加(前年同四半期は2億94百万円の減少)となりました。主な要因は、借入の実行による収入が12億円、社債発行による収入が20億79百万円、長期借入金の返済、社債の償還、割賦債務及びリース債務の返済による支出が14億84百万円になったことによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	120,000
計	120,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成24年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	45,855	45,855	株式会社大阪証券取引所 「JASDAQ」 (スタンダード)	(注)
計	45,855	45,855	-	-

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、平成24年8月1日以降この四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 発行済株式は、すべて完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株制度は採用しておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	
決議年月日	平成24年5月14日
新株予約権の数(個)	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,685 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	186,037 (注) 2
新株予約権の行使期間	平成24年5月30日から平成29年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 186,037 資本組入額 93,019 (注) 3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

(注) 1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2 (1) 各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

(2) 本新株予約権の行使時の払込金額(以下「転換価額」という。)は、当初、186,037円とする。

(3) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

() 時価(本号()に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合(但し、下記()の場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

() 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

() 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合、なお、新株予約権無償割当て(新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したものとして本()を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日(基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。

ただし、本()に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日(以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

- () 上記()乃至()の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記()乃至()にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
- () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号又は本号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
- () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる場合は、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
- 本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- () 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- 本号乃至により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

- 3 (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は186,037円である。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

4 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権の交付

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項(1)乃至(10)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第2項(3)と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとし、以下の期間については行使請求ができないものとする。

当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)

振替機関が必要であると認めた日

組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本項に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

5 繰上償還

(1) コールオプション条項による繰上償還

平成24年8月30日以降、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含み、以下「終値」という。）が、20連続取引日（「取引日」とは、大阪証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。）にわたり、基準価額（以下に定義する。）以上であった場合、当社は、当該20連続取引日の末日から30営業日以内に、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して通知を行った上で、当該通知日から45日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本社債の金額100円につき金100円で繰上償還することができる。

「基準価額」とは、本新株予約権付社債の当初転換価額の120%相当額とし、第2項第(3)号に記載の転換価額の調整条項に準じて調整されるものとする。

(2) 当社に生じた事由による繰上償還

組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合、かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って計算される。

償還日	参照パリティ					
	80.0%	90.0%	100.0%	110.0%	120.0%	130.0%
平成24年5月30日	93.06	97.18	102.88	110.47	120.00	130.00
平成25年5月30日	94.66	98.46	103.79	110.85	120.00	130.00
平成26年5月30日	96.22	99.67	104.64	111.36	120.00	130.00
平成27年5月30日	97.64	100.67	105.28	111.70	120.00	130.00
平成28年5月30日	98.76	101.14	105.36	111.61	120.00	130.00
平成29年5月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- () 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

() ()以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日に始まる5連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第2項第(3)号乃至に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第2項第(3)号乃至に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。

- () 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする
- () 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- () 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割(承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。)又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社を引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本項第(1)号に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本項第(1)号に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本項第(1)号及びの両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(1)号の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本項第(1)号に基づく通知が行われた場合には、本項第(1)号の手続が適用される。

スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイーズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目を降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本項第（1）号に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

（2）社債権者の選択による繰上償還

支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（以下に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号（1）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合

（3）本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

6 買入消却

当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

第2回取得条項付無担保転換社債型新株予約権付転換社債（現金決済条項付）	
決議年月日	平成24年5月14日
新株予約権の数（個）	49
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	（注）2
新株予約権の行使期間	平成26年5月30日から平成29年5月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	（注）3
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使は出来ないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

（注）1 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の株式はこれを切り捨てる。）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2（1）各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。

（2）当初転換価額

本新株予約権の行使時の払込金額（以下「転換価額」という。）は、当初、186,037円とする。

（3）転換価額の修正

本社債は、行使価額修正条項付新株予約権付転換社債券等であり、株価の下落により、当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使により取得されることとなる株式の数が増加するものであり、その詳細は次のとおりであります。

下方修正条項

平成24年11月30日（以下「決定日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の当社普通株式の終値の平均値（終値のない日数を除く。）（ただし、1円未満の端数は切り捨てる。）（以下「決定日価額」という。）が、決定日において有効な転換価額を1円以上下回る場合、転換価額は、決定日以降、決定日価額に修正される。但し、算出の結果、修正後転換価額が下限転換価額（以下に定義される。）未満となる場合は、修正後転換価額は、下限転換価額とする。「下限転換価額」とは、154,275円とする。

修正の頻度

1回（平成24年11月30日）

新株予約権の目的となる株式の数の上限

6,480株（平成24年6月30日現在の普通株式の発行済株式総数の14.13%）

(4) 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- () 時価（本号（ ）に定義される。）を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合（但し、下記（ ）の場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合
調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。
- () 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利を発行する場合、なお、新株予約権無償割当て（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む、以下同じ。）は、新株予約権を無償発行したものととして本（ ）を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、その効力発生日）の翌日以降これを適用する。
ただし、本（ ）に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日（以下「転換・行使開始日」という。）の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。
- () 上記（ ）乃至（ ）の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記（ ）乃至（ ）にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- () 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - () 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日(但し、本号()の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。
この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。
 - () 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号又は本号に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。
 - () 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまる時は、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。
本号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
 - () 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - () その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
本号乃至により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 3(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は第2項に定める転換価額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- 4 当社による組織再編行為の場合の承継会社等による新株予約権の交付
当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、本項(1)乃至(10)の内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。
- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数
当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。
 - (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類
承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は第2項(3)と同様の調整に服する。

合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、本新株予約権の行使期間の満了日までとし、以下の期間については行使請求ができないものとする。
当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
振替機関が必要であると認められた日
組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
定めない。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (9) 組織再編行為が生じた場合
本項に準じて決定する。
- (10) その他
承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

5 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

当社は、平成26年5月30日以降いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、取得日（以下に定義する。）から14日以上前の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日に、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、その選択により、取得した本新株予約権付社債を保有若しくは売却し、又は当該本新株予約権付社債を消却することができる。

「取得日」とは、当社が別に定め、取得通知に記載する日をいう。

「交付財産」とは、各本新株予約権付社債につき、(A)本社債の額面金額相当額の金銭、及び(B)次の算式により算出される数の当社普通株式（但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。また、計算の結果、単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。）をいう。

$$\frac{\text{転換価値 - 額面金額相当額（正の数である場合に限る）}}{1 \text{ 株当たりの平均VWAP}}$$

「転換価値」とは、次の算式により算出される数値をいう。

$$\frac{\text{各本社債の払込金額}}{\text{最終日転換価額}} \times 1 \text{ 株当たりの平均VWAP}$$

「1株当たりの平均VWAP」とは、VWAP 計算期間（以下に定義する。）に含まれる各VWAP 取引日において大阪証券取引所が発表する当社普通株式の売買高加重平均価格（以下「VWAP」という。）の平均値をいう。VWAP 計算期間中に第4項(3)記載の転換価額の調整事由が発生した場合には、1株当たりの平均VWAPも適宜調整される。「最終日転換価額」とは、VWAP 計算期間の最終日において有効な転換価額をいう。

「VWAP 計算期間」とは、当社が取得通知をした日（同日を含まない。）の5VWAP 取引日（以下に定義する。）日後から始まる30連続VWAP 取引日をいう。

本項において「VWAP 取引日」とは、大阪証券取引所が開設されている日をいい、VWAP が発表されない日を含まない。

6 繰上償還

(1) 当社に生じた事由による繰上償還

組織再編行為による繰上償還

組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債の社債権者（以下「本新株予約権付社債権者」という。）に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ及び償還日に応じて下記の表（本社債の各社債の金額に対する割合（百分率）として表示する。）に従って計算される。当社は、平成26年5月30日以降いつでも、本新株予約権付社債権者に対して、取得日（以下に定義する。）から14日以上前の事前の通知（かかる通知は撤回することができない。以下「取得通知」という。）を行うことにより、取得日に、本新株予約権付社債の全部又は一部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債権者に対して交付財産（以下に定義する。）を交付する。当社は、その選択により、取得した本新株予約権付社債を保有若しくは売却し、又は当該本新株予約権付社債を消却することができる。

償還日	参照パリティ					
	80.0%	90.0%	100.0%	110.0%	120.0%	130.0%
平成24年5月30日	98.22	100.49	103.66	110.70	120.00	130.00
平成25年5月30日	94.66	98.46	103.79	110.85	120.00	130.00
平成26年5月30日	96.22	99.67	104.64	111.36	120.00	130.00
平成27年5月30日	97.64	100.67	105.28	111.70	120.00	130.00
平成28年5月30日	98.76	101.14	105.36	111.61	120.00	130.00
平成29年5月30日	100.00	100.00	100.00	110.00	120.00	130.00

なお、「参照パリティ」は、以下に定めるところにより決定された値とする。

- () 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合
当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)
- () () 以外の場合
会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日(決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日)の直後の取引日(「取引日」とは、株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」という。)において当社普通株式の普通取引が行われる日をいう。但し、当社普通株式の普通取引の終値のない日は除く。以下同じ。)に始まる5連続取引日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含み、以下「終値」という。)の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。当該5連続取引日において第2項第(4)号及びに記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は、第2項第(4)号乃至に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

参照パリティ又は償還日が上記表に記載されていない場合には、償還金額は以下の方法により算出される。但し、かかる方法により算出される償還金額は、各社債の金額の100%を下限とする。

- () 参照パリティが上記表の第1行目に記載された2つの値の間の値である場合、又は償還日が上記表の第1列目に記載された2つの日付の間の日である場合には、償還金額はかかる2つの値又はかかる2つの日付に対応する上記表中の数値に基づきその双方につきかかる2つの値又はかかる2つの日付の間を直線で補間して算出した数値により算出した数値(小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。)とする。但し、日付に関する補間については1年を365日とする。
- () 参照パリティが上記表の第1行目の右端の値より高い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。
- () 参照パリティが上記表の第1行目の左端の値より低い場合には、参照パリティはかかる値と同一とみなす。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割(承継会社等が本社債に基づく当社の義務を引き受け、かつ本新株予約権に代わる新たな新株予約権を交付する場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。))又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

「承継会社等」とは、当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

当社は、本項第(1)号 に定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されている全ての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し(但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。)、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当該公開買付けによる当社普通株式の取得日(当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。)から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本項第(1)号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

本項第(1)号 及び の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本項第(1)号 の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本項第(1)号 に基づく通知が行われた場合には、本項第(1)号 の手続が適用される。

スクイーズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合(以下「スクイーズアウト事由」という。)、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイーズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日(かかる償還日は、当該スクイーズアウト事由に係る当社普通株式の取得日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。)に、残存する本社債の全部(一部は不可)を、本項第(1)号 に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

(2)社債権者の選択による繰上償還

支配権変動事由による繰上償還

本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由(以下に定義する。)が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号(1) 記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。

「支配権変動事由」とは、以下の事由をいう。

特定株主グループ(当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。))及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。)が50%超となった場合

(3) 本項に定める償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

7 買入消却

当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【ライセンスの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
平成24年4月1日～ 平成24年6月30日 (注)	3	45,855	231	1,196,339	231	1,076,085

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(6) 【大株主の状況】

平成24年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
有限会社エフエム商業計画	大阪市北区天神橋2丁目北2番6号	7,100	15.49
サッポロビール株式会社	東京都渋谷区恵比寿4丁目20-1	6,224	13.58
藤尾政弘	大阪府箕面市	2,780	6.06
フジオ取組先持株会	大阪市北区天神橋2丁目北2番6号	2,049	4.46
株式会社池田泉州銀行	大阪市北区茶屋町18-14	2,037	4.44
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山2丁目5番1号	1,588	3.46
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	1,500	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(リテール信託口620090804)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,500	3.27
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(リテール信託口620005747)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	1,500	3.27
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	1,500	3.27
計	-	27,778	60.57

- (注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,500株であります。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620090804)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,500株であります。
3. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(リテール信託口620005747)の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,500株であります。
4. 上記みずほ信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、1,500株であります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成24年6月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,855	45,855	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	45,855	-	-
総株主の議決権	-	45,855	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が66株(議決権66個)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、優成監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,815,472	3,907,564
売掛金	331,597	279,592
有価証券	-	800,000
たな卸資産	2 87,709	2 77,519
繰延税金資産	115,891	115,891
その他	939,316	840,849
貸倒引当金	78,459	69,786
流動資産合計	4,211,528	5,951,632
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	6,740,769	6,895,993
減価償却累計額	2,951,401	2,945,674
減損損失累計額	333,409	299,842
建物及び構築物(純額)	3,455,957	3,650,476
工具、器具及び備品	2,210,604	2,341,226
減価償却累計額	1,691,137	1,742,112
減損損失累計額	36,845	36,609
工具、器具及び備品(純額)	482,620	562,504
土地	98,139	111,221
建設仮勘定	30,659	44,495
その他	222,161	257,970
減価償却累計額	76,926	93,533
その他(純額)	145,234	164,436
有形固定資産合計	4,212,613	4,533,134
無形固定資産		
投資その他の資産	24,279	21,519
投資有価証券	233,217	211,545
繰延税金資産	468,159	472,056
敷金及び保証金	3,134,459	3,110,740
その他	490,218	658,108
貸倒引当金	76,558	51,105
投資その他の資産合計	4,249,496	4,401,345
固定資産合計	8,486,389	8,955,999
繰延資産	41,564	55,286
資産合計	12,739,482	14,962,917

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年6月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	859,932	803,802
1年内返済予定の長期借入金	3 1,668,126	3 1,543,165
未払金	748,349	754,541
未払法人税等	178,310	313,746
賞与引当金	47,868	49,584
訴訟損失引当金	31,000	-
資産除去債務	22,861	14,311
その他	1,374,940	1,450,874
流動負債合計	4,931,388	4,930,026
固定負債		
社債	1,650,000	3,319,999
長期借入金	3 2,021,688	3 2,352,046
リース債務	129,581	147,547
資産除去債務	562,245	580,720
その他	660,445	568,846
固定負債合計	5,023,961	6,969,161
負債合計	9,955,350	11,899,187
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,185,892	1,196,339
資本剰余金	1,065,638	1,076,085
利益剰余金	580,190	840,875
株主資本合計	2,831,720	3,113,300
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	27,674	40,613
為替換算調整勘定	32,734	31,740
その他の包括利益累計額合計	60,408	72,353
新株予約権	2,846	5,586
少数株主持分	9,973	17,197
純資産合計	2,784,132	3,063,730
負債純資産合計	12,739,482	14,962,917

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】
【四半期連結損益計算書】
【第 2 四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 平成23年 1月 1 日 至 平成23年 6月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 平成24年 1月 1 日 至 平成24年 6月30日)
売上高	10,140,929	11,039,970
売上原価	3,413,630	3,649,053
売上総利益	6,727,298	7,390,917
販売費及び一般管理費	6,226,872	6,518,555
営業利益	500,426	872,362
営業外収益		
受取利息	845	2,699
受取家賃	60,349	56,523
その他	10,844	10,755
営業外収益合計	72,039	69,978
営業外費用		
支払利息	52,008	39,212
社債利息	16,151	16,458
賃貸収入原価	55,340	57,150
持分法による投資損失	4,579	770
その他	20,284	24,063
営業外費用合計	148,365	137,655
経常利益	424,100	804,684
特別利益		
受取和解金	7,500	46,960
債務免除益	19,081	-
受取保険金	12,174	5,675
固定資産売却益	9,221	-
その他	-	169
特別利益合計	47,978	52,804
特別損失		
店舗解約損	70,544	71,020
固定資産除却損	46,751	59,730
減損損失	154,634	60,939
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	251,873	-
固定資産売却損	-	14,407
その他	11,000	2,928
特別損失合計	534,804	209,026
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	62,725	648,463
法人税等	231,179	289,453
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	293,905	359,010
少数株主利益	2,185	6,997
四半期純利益又は四半期純損失()	296,090	352,013

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	293,905	359,010
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	46	12,938
為替換算調整勘定	2,082	1,730
持分法適用会社に対する持分相当額	22,407	509
その他の包括利益合計	20,370	11,718
四半期包括利益	314,276	347,292
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	316,461	340,068
少数株主に係る四半期包括利益	2,185	7,223

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	62,725	648,463
減価償却費	391,205	414,845
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	251,873	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	3,385	34,126
賞与引当金の増減額(は減少)	6,428	1,716
受取利息及び受取配当金	857	2,725
支払利息	52,008	39,212
社債利息	16,151	16,458
社債発行費償却	5,814	7,259
持分法による投資損益(は益)	4,579	770
店舗解約損	70,544	71,020
固定資産売却損益(は益)	9,221	14,407
固定資産除却損	46,751	59,730
減損損失	154,634	60,939
受取和解金	-	46,960
売上債権の増減額(は増加)	42,733	52,004
たな卸資産の増減額(は増加)	21,242	10,204
仕入債務の増減額(は減少)	53,600	56,233
預け金の増減額(は増加)	48,137	58,153
未収入金の増減額(は増加)	9,826	63,131
立替金の増減額(は増加)	7,059	2,053
前渡金の増減額(は増加)	522	-
未払金の増減額(は減少)	15,147	5,991
前受金の増減額(は減少)	8,551	318
未払消費税等の増減額(は減少)	4,223	30,796
その他	26,534	185
小計	957,934	1,400,518
利息及び配当金の受取額	857	2,725
利息の支払額	61,984	54,062
和解金の受取額	-	46,944
法人税等の支払額	289,786	153,430
営業活動によるキャッシュ・フロー	607,020	1,242,695

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	150,670	330,679
定期預金の払戻による収入	85,651	190,671
有形固定資産の取得による支出	482,159	778,151
無形固定資産の取得による支出	1,050	-
固定資産の除却による支出	27,731	18,277
貸付けによる支出	18,757	102,000
貸付金の回収による収入	10,622	3,418
有形固定資産の売却による収入	11,000	-
投資有価証券の取得による支出	6,476	-
投資有価証券の売却による収入	-	4,960
関係会社株式の取得による支出	-	112,063
長期前払費用の取得による支出	11,441	42,892
敷金及び保証金の差入による支出	94,571	156,957
敷金及び保証金の回収による収入	106,666	128,239
その他	1,098	1,745
投資活動によるキャッシュ・フロー	577,819	1,215,476
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	1,039,685	1,200,000
長期借入金の返済による支出	1,269,634	995,183
社債の発行による収入	490,460	2,079,018
社債の償還による支出	300,000	360,000
株式の発行による収入	18,664	20,894
割賦債務の返済による支出	164,423	102,398
リース債務の返済による支出	18,680	27,380
配当金の支払額	90,259	91,645
財務活動によるキャッシュ・フロー	294,188	1,723,303
現金及び現金同等物に係る換算差額	3,313	1,561
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	261,674	1,752,084
現金及び現金同等物の期首残高	3,155,451	2,476,801
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,893,777	4,228,885

【会計方針の変更等】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	
(会計方針の変更) 第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。 なお、これによる影響については、「1株当たり情報に関する注記」に記載しております。	

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	
税金費用の計算	税金費用の計算については、当第2四半期連結累計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法によっております。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日)	
第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。	

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (平成24年6月30日)												
<p>1. 保証債務</p> <p>リース会社に対するリース債務の保証 フランチャイズ加盟店 (法人11件) 2,174千円</p> <hr/> <p>計 2,174千円</p> <p>2. たな卸資産</p> <p>商品 25,565千円</p> <p>原材料及び貯蔵品 62,143千円</p> <hr/> <p>計 87,709千円</p>	<p>1. 保証債務</p> <p>リース会社に対するリース債務の保証 フランチャイズ加盟店 (法人4件) 567千円</p> <hr/> <p>計 567千円</p> <p>2. たな卸資産</p> <p>商品 18,617千円</p> <p>原材料及び貯蔵品 58,902千円</p> <hr/> <p>計 77,519千円</p>												
<p>3. 実行可能期間付タームローン契約</p> <p>当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と実行可能期間付タームローン契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。</p> <p>(1) 平成22年7月30日契約分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">貸出限度額</td> <td style="text-align: right;">350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">350,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </table> <p>上記の実行可能期間付タームローン契約には下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある財務制限条項が付いております。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成21年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p>	貸出限度額	350,000千円	借入実行残高	350,000千円	差引残高	-千円	<p>3. 財務制限条項</p> <p>借入金のうち3契約について、以下の財務制限条項が付されております。</p> <p>(1) 平成22年7月30日付実行可能期間付タームローン契約</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">貸出限度額</td> <td style="text-align: right;">350,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td style="text-align: right;">350,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引残高</td> <td style="text-align: right;">-千円</td> </tr> </table> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成21年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p> <p>、いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける場合があります。</p>	貸出限度額	350,000千円	借入実行残高	350,000千円	差引残高	-千円
貸出限度額	350,000千円												
借入実行残高	350,000千円												
差引残高	-千円												
貸出限度額	350,000千円												
借入実行残高	350,000千円												
差引残高	-千円												

前連結会計年度 (平成23年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (平成24年6月30日)												
<p>(2) 平成23年6月30日契約分</p> <table border="1" data-bbox="159 190 750 302"> <tr> <td>貸出限度額</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引残高</td> <td>- 千円</td> </tr> </table>	貸出限度額	500,000千円	借入実行残高	500,000千円	差引残高	- 千円	<p>(2) 平成23年6月30日付実行可能期間付タームローン契約</p> <table border="1" data-bbox="813 190 1404 302"> <tr> <td>貸出限度額</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行残高</td> <td>500,000千円</td> </tr> <tr> <td>差引残高</td> <td>- 千円</td> </tr> </table>	貸出限度額	500,000千円	借入実行残高	500,000千円	差引残高	- 千円
貸出限度額	500,000千円												
借入実行残高	500,000千円												
差引残高	- 千円												
貸出限度額	500,000千円												
借入実行残高	500,000千円												
差引残高	- 千円												
<p>上記の実行可能期間付タームローン契約には下記のいずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける可能性がある財務制限条項が付いております。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p>	<p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額又は前年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれかの大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p> <p>、 いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び期限の利益に一部制限を受ける場合があります。</p> <p>(3) 平成24年3月28日付契約実行分の平成24年6月末残高 長期借入金 570,000千円 (うち1年内返済予定の長期借入金 120,000千円)</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の貸借対照表において、純資産の部の合計額を、平成22年12月期の年度決算期の末日における純資産の部の合計額のいずれか大きい方の75%に維持すること。</p> <p>各年度決算期の末日における単体及び連結の損益計算書において、経常損益の金額をゼロ円以上に維持すること。</p> <p>、 いずれかに抵触した場合、該当する融資契約上の債務について借入利率の上昇及び借入人が保有する商標権又は定期預金に対し、担保権設定の請求を受ける可能性があります。</p>												

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給料手当 2,384,591千円	給料手当 2,577,763千円
地代家賃 1,383,099千円	地代家賃 1,415,923千円
貸倒引当金繰入額 3,385千円	貸倒引当金繰入額 1,061千円
賞与引当金繰入額 40,128千円	賞与引当金繰入額 49,584千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年6月30日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年6月30日現在)
現金及び預金勘定 3,232,447千円	現金及び預金勘定 3,907,564千円
預入期間が3か月を超える定期預金 338,670千円	取得日から3か月以内に償還期限の 到来する短期投資(有価証券勘定) 800,000千円
現金及び現金同等物 2,893,777千円	預入期間が3か月を超える定期預金 478,679千円
	現金及び現金同等物 4,228,885千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年3月30日 定時株主総会	普通株式	90,876	2,000	平成22年12月31日	平成23年3月31日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年3月29日 定時株主総会	普通株式	91,328	2,000	平成23年12月31日	平成24年3月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成23年1月1日至平成23年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損 益計算書計上 額(注2)
	直営事業	F C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	9,357,720	783,209	10,140,929	-	10,140,929
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	9,357,720	783,209	10,140,929	-	10,140,929
セグメント利益又は損失()	744,502	468,982	1,213,484	713,058	500,426

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 713,058千円は、各報告セグメントに配分できない全社費用
であります。全社費用の主なものは、提出会社の管理部門等の経費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「直営事業」セグメントにおいて、当第2四半期連結累計期間に営業活動から生ずる収益が著しく低下した店舗等について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては154,634千円であり
ます。

当第2四半期連結累計期間(自平成24年1月1日至平成24年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期連結損 益計算書計上 額(注2)
	直営事業	F C 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	10,274,931	765,039	11,039,970	-	11,039,970
セグメント間の内部売上高又は 振替高	-	-	-	-	-
計	10,274,931	765,039	11,039,970	-	11,039,970
セグメント利益又は損失()	1,160,950	500,840	1,661,791	789,428	872,362

(注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 789,428千円は、各報告セグメントに配分できない全社費用
であります。全社費用の主なものは、提出会社の管理部門等の経費であります。

2. セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

「直営事業」セグメントにおいて、当第2四半期連結累計期間に営業活動から生ずる収益が著しく低下した店舗等について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。なお、当該減損損失の計上額は、当第2四半期連結累計期間においては60,939千円であり
ます。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

(事業セグメントの利益又は損失の算定方法の変更)

前連結会計年度において、セグメントの事業をより適正に評価管理するため、セグメント利益の算定に用いる全社費用の配賦方法を見直しております。

なお、前第2四半期連結累計期間に係る報告セグメントごとの売上高及び利益の金額に関する情報は、変更後の方法により作成したものを記載しております。

(金融商品関係)

前連結会計年度末(平成23年12月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	2,815,472	2,815,472	-
社債	2,350,000	2,348,469	1,530

(注)金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

社債

当社の発行している社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお1年以内償還予定の社債は社債に含めております。

当第2四半期連結会計期間末(平成24年6月30日)

現金及び預金、社債が企業集団の運営において重要なものとなっており、かつ、前連結会計年度末日に比べて著しい変動が認められます。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
現金及び預金	3,907,564	3,907,564	-
社債	4,089,999	4,090,695	695

(注)金融商品の時価の算定方法

資産

現金及び預金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

社債

当社の発行している社債の時価は、元利金の合計額を同様の社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお1年以内償還予定の社債は社債に含めております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年1月1日 至平成23年6月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年1月1日 至平成24年6月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり 四半期純損失金額()	6,503円54銭	7,691円31銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額(千円)	296,090	352,013
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期 純損失金額(千円)	296,090	352,013
普通株式の期中平均株式数(株)	45,528	45,768
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	7,441円56銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	1,536.02
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在 株式で、前連結会計年度末から重要な変動があった ものの概要	-	平成24年2月24取締役会 決議 新株予約権(税制 適格ストック・オプショ ン) 普通株式 500株

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(会計方針の変更)

第1四半期連結会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、前第2四半期連結累計期間においては、これらの会計基準等の改正に伴う影響はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年8月9日

株式会社フジオフードシステム
取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 須永 真樹 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジオフードシステムの平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年4月1日から平成24年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジオフードシステム及び連結子会社の平成24年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。